

業 務 仕 様 書

1 業務名

発寒清掃工場プラント冷却塔整備業務

2 業務概要

発寒清掃工場のプラント冷却塔の送風機 8 台について、電動機及び電動機架台を更新する。

3 履行場所

発寒清掃工場

札幌市西区発寒15条14丁目 1－1

4 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 19 日（木曜日）

5 対象機器

プラント冷却塔

形式：PCK-145T/Hテクセル冷却塔 セイコー化工機(株)製

系統：1 系及び 2 系の計 2 系統

送風機台数：8 台（各系統 4 台ずつ）

6 業務内容

プラント冷却塔の送風機 8 台について、下記の整備を行うこと。ただし、整備は 1 系統ずつ実施し、整備をしていないもう一方の系統は運転可能な状態を確保すること。

- (1) 電動機および架台をプラント冷却塔から取り外すこと。
- (2) 取り外した電動機及び架台は発寒清掃工場敷地内の撤去金属類置場に搬出すること。
- (3) 架台（図番 4）を作成し、プラント冷却塔へ取り付けすること。架台の素材はSS400溶融亜鉛メッキとする。
- (4) 支給品の電動機を架台に取り付け、結線を行うこと。
- (5) 送風機の試運転調整を行うこと。

7 支給品

名称	規格・仕様	数量
電動機	FEVQ-5C20 1.5kw、8 P、400V、50Hz	8 台

8 一般事項

(1) 環境負荷の低減について

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。受託者は業務に伴い排出される廃棄物の減量・リサイクルに努めること。

- (2) 業務責任者について
受託者は業務責任者を配置し、業務の全般にわたり技術的監理を行なうこと。
- (3) 清掃工場内での作業開始時には施設管理担当者の了解を得ることとし、終了時には報告すること。業務の実施時間帯は原則として8時30分から17時00分とする。
- (4) 清掃工場内での業務実施は、他の業務の支障にならないように注意し、安全及び火気の取り扱いに万全を期すこと。
- (5) 喫煙は、敷地内（車両内含む）において禁止とする。
- (6) 業務の遂行にあたって、受託者の不注意により生じた事故及び故障等の一切については、受託者の責任において処理すること。
- (7) その他、不明な事項については本市と協議の上決定すること。

9 再委託について

再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。なお、受託者は、次に掲げるものを再委託することは出来ないものとする。

- (1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- (2) 整備手法の決定及び技術的判断

10 提出書類等

- (1) 業務着手届 2部
契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。
着手届けの余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。
- (2) 業務責任者指定通知書 2部
- (3) 業務日程表 2部
- (4) 業務完了届 2部
- (5) 報告書（写真等を含む） 2部

11 担当者

札幌市環境局環境事業部発寒清掃工場運転係 山森 Tel 667-5311